

休眠預金等活用審議会審議参加規程（改正案）

平成 29 年 5 月 22 日
休眠預金等活用審議会決定
平成〇年〇月〇日一部改正

休眠預金等活用審議会（以下「審議会」という。）における審議の中立性、公正性及び透明性を確保するため、休眠預金等活用審議会運営規則第八条に基づき、委員及び専門委員の審議参加規程を次のとおり定める。

（指定活用団体の評議員等への就任等）

第一条 委員及び専門委員は、指定活用団体（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 20 条に規定する指定活用団体をいう。以下同じ。）の評議員、役員又は職員その他指定活用団体に所属する者となった場合には、委員又は専門委員を辞任しなければならない。

（所属団体等に関する申告）

第二条 委員及び専門委員は、様式 1 により、任命された日から起算して三年以内に所属していた団体の名称及び当該団体における役職名について申告するものとする。また、任命後、新たな団体に所属したときは、速やかにその旨を申告するものとする。なお、再任された委員又は専門委員にあつては、先に委員又は専門委員であつた時に申告した内容も含め、申告することとする。

2 委員及び専門委員は、所属する団体及び前項により申告した団体が次の各号のいずれかの団体から受けた助成、貸付け又は出資（以下「助成等」という。）について申告するものとする。

- 一 指定活用団体
- 二 資金分配団体（法第 19 条第 2 項第 3 号ロに規定する資金分配団体をいう。）
- 三 民間公益活動を行う団体（法第 19 条第 2 項第 3 号イに規定する民間公益活動を行う団体をいう。）

3 委員及び専門委員は、自らが、前項各号のいずれかの団体から受けた賃金、役員報酬その他これに類する収入（以下「収入等」という。）について申告するものとする。

4 前二項の申告は、毎年度、会長が定める期日までに、当該期日以前 3 年を経過する日の属する年度内に受けた助成等及び収入等について、様式 2 により行うこととする。

(中立性・公正性に疑義を生じうる事由の申告)

第三条 委員は、審議事項に関し判断の中立性・公正性に疑義を生じさせるおそれのある事情がある場合には、様式3により、会長に対して申告を行うものとする。

(審議及び議決からの除斥)

第四条 第二条に基づく申告、前条に基づく申告又はその他の事由により当該審議事項に特別の利害関係を有すると会長が判断した委員は、当該審議事項の審議及び議決に加わることができない。ただし、当該委員の発言が特に必要であると会長が認めた場合に限り、当該委員は意見を述べることができる。

(情報の公開)

第五条 委員の審議及び議決の参加の可否の取扱いについては、議事録に記録するものとする。

2 委員及び専門委員から提出された申告書は、内閣府ホームページ上において公開する。

(準用)

第六条 第四条及び前条第一項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、「審議及び議決」とあるのは「審議」と読み替えるものとする。

附 則

この規定は、平成29年5月22日から施行する。

附 則 (平成〇年〇月〇日)

この規定は、平成〇年〇月〇日から施行する。

休眠預金等活用審議会審議参加規程（平成 29 年 5 月 22 日休眠預金等活用審議会決定）の一部改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>（指定活用団体の評議員等への就任等）</u></p> <p><u>第一条 委員及び専門委員は、指定活用団体（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 20 条に規定する指定活用団体をいう。以下同じ。）の評議員、役員又は職員その他指定活用団体に所属する者となった場合には、委員又は専門委員を辞任しなければならない。</u></p> <p>（所属団体等に関する申告）</p> <p><u>第二条 委員及び専門委員は、様式 1 により、任命された日から起算して三年以内に所属していた団体の名称及び当該団体における役職名について申告するものとする。また、任命後、新たな団体に所属したときは、速やかにその旨を申告するものとする。なお、再任された委員又は専門委員にあつては、先に委員又は専門委員であった時に申告した内容も含め、申告することとする。</u></p> <p><u>2 委員及び専門委員は、所属する団体及び前項により申告した団体が次の各号のいずれかの団体から受けた助成、貸付け又は出資（以下「助成等」という。）について</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>（所属団体等に関する申告）</p> <p><u>第一条 委員及び専門委員は、様式 1 により、任命された日から起算して三年以内に所属していた団体の名称及び当該団体における役職名について申告するものとする。また、任命後、新たな団体に所属したときは、速やかにその旨を申告するものとする。なお、再任された委員又は専門委員にあつては、先に委員又は専門委員であった時に申告した内容も含め、申告することとする。</u></p> <p><u>2 委員及び専門委員は、所属する団体及び前項により申告した団体が次の各号のいずれかの団体から受けた助成、貸付け、出資（以下「助成等」という。）について申</u></p>

て申告するものとする。

一 指定活用団体

二 資金分配団体（法第 19 条第 2 項第 3 号ロに規定する資金分配団体をいう。）

三 民間公益活動を行う団体（法第 19 条第 2 項第 3 号イに規定する民間公益活動を行う団体をいう。）

3 委員及び専門委員は、自らが、前項各号のいずれかの団体から受けた賃金、役員報酬その他これに類する収入（以下「収入等」という。）について申告するものとする。

4 前二項の申告は、毎年度、会長が定める期日までに、当該期日以前 3 年を経過する日の属する年度内に受けた助成等 及び 収入等について、様式 2 により行うこととする。

（中立性・公正性に疑義を生じうる事由の申告）

第三 条 委員は、審議事項に関し判断の中立性・公正性に疑義を生じさせるおそれのある事情がある場合には、様式 3 により、会長に対して申告を行うものとする。

告するものとする。

一 指定活用団体 （民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）第 20 条に規定する指定活用団体をいう。）

二 資金分配団体（同法第 19 条第 2 項第 3 号ロに規定する資金分配団体をいう。）

三 民間公益活動を行う団体（同法第 19 条第 2 項第 3 号イに規定する民間公益活動を行う団体をいう。）

3 委員及び専門委員は、自らが、前項各号のいずれかの団体から受けた賃金、役員報酬その他これに類する収入（以下、「収入等」という。）について申告するものとする。

4 前二項の申告は、毎年度、会長が定める期日までに、当該期日以前 3 年を経過する日の属する年度内に受けた助成等 又は 収入等について、様式 2 により行うこととする。

（中立性・公正性に疑義を生じうる事由の申告）

第二 条 委員は、審議事項に関し判断の中立性・公正性に疑義を生じさせるおそれのある事情がある場合には、様式 3 により、会長に対して申告を行うものとする。

(審議及び議決からの除斥)

第四条 第二条に基づく申告、前条に基づく申告又はその他の事由により当該審議事項に特別の利害関係を有すると 会長 が判断した委員は、当該審議事項の審議及び議決に加わることができない。ただし、当該委員の発言が特に必要であると会長が認めた場合に限り、当該委員は意見を述べることができる。

(情報の公開)

第五条 委員の審議及び議決の参加の可否の取扱いについては、議事録に記録するものとする。

2 委員及び専門委員から提出された申告書は、内閣府ホームページ上において公開する。

(準用)

第六条 第四条及び前条第一項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、「審議及び議決」とあるのは「審議」と読み替えるものとする。

(審議及び議決からの除斥)

第三条 第一条に基づく申告、第二条に基づく申告又はその他の事由により当該審議事項に特別の利害関係を有すると 審議会 が判断した委員は、当該審議事項の審議及び議決に加わることができない。ただし、当該委員の発言が特に必要であると会長が認めた場合に限り、当該委員は意見を述べることができる。

(情報の公開)

第四条 委員の審議及び議決の参加の可否の取扱いについては、議事録に記録するものとする。

2 委員及び専門委員から提出された申告書は、内閣府ホームページ上において公開する。

(新設)